

令和8年度答申第62号
令和8年9月11日

諮問番号 令和8年度諮問第26号（令和8年7月6日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）求職者支援法1条は、この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とすると規定する。

- (2) 求職者支援法2条は、この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいうと規定する。
- (3) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。
- (4) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当（以下「受講手当」という。）、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (5) 求職者支援規則11条1項は、受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間。以下「支給単位期間」という。）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該支給単位期間について支給する旨規定し、同項2号は、当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）の収入の額を合算した額（以下「世帯収入」という。）が30万円以下であることを掲げている。
- (6) 求職者支援規則12条1項は、通所手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、同規則11条1項2号中「30万円」とあるのは「34万円」と読み替えた場合に同項各号のいずれにも該当する場合であって、支給単位期間において、同規則12条1項各号（訓練施設への通所に交通機関を利用する者等）のいずれかに該当するときに、当該支給単位期間について支給するものとする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年9月25日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、

訓練期間は、同日から令和8年3月24日までであった。

(事前審査書、就職支援計画書)

- (2) 審査請求人は、令和7年11月26日、A公共職業安定所（以下「本件安定所」という。）に対し、審査請求人の配偶者の給与の支払日が、今後、配偶者が勤務する会社の都合で毎月25日から24日に変更される可能性がある旨相談したところ、本件安定所は、同日、審査請求人に対し、支給単位期間の収入の考え方については本件安定所内で確認する旨伝えた。

(相談記録（令和7年11月26日付け）)

- (3) 審査請求人は、令和8年1月6日、本件安定所に対し、審査請求人の配偶者の給与の支払日が、同年2月から毎月24日に変更されるため、次回の同年1月25日から同年2月24日までの支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）に給与の支払日が2回あり、世帯収入が30万円超となるが、給付金は不支給となるのかを質問した。

本件安定所は、令和8年1月6日、審査請求人に対し、①配偶者の給与の支払日の変更によって、支給単位期間に給与の支払日が2回発生し世帯収入が30万円超となる場合、原則給付金は不支給となること、②今回は会社側の都合での給与の支払日の変更のため、給付金支給要件の緩和措置ができるかC労働局職業安定部訓練課（以下「訓練課」という。）に問い合わせていること、③訓練課からの回答がすぐに来ない可能性もあり、その場合は、同年2月26日の指定来所日の給付金の申請については支給処理を保留とする可能性があることを説明した。

(相談記録（令和8年1月6日付け）)

- (4) 本件安定所は、令和8年1月21日、審査請求人に対し、訓練課を通じて厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室（以下「訓練受講支援室」という。）に、上記（3）の審査請求人の質問について、給付金支給要件の緩和措置ができるか照会している旨説明した。

(相談記録（令和8年1月21日付け）)

- (5) 本件安定所は、令和8年1月23日、審査請求人に対し、訓練受講支援室からの回答があり、その回答を踏まえた上で、本件支給単位期間の給付金については不支給となる旨説明した。

(相談記録（令和8年1月23日付け）)

- (6) 審査請求人は、令和8年2月12日、本件安定所に対し、意見書と題する文書及び審査請求人の配偶者の会社が発行した給与の支払日の変更に関

する証明書を提出した。

本件安定所は、同日、審査請求人に対し、訓練課を通じて訓練受講支援室に、給付金支給要件の緩和措置ができるか再度照会する旨説明した。

(意見書と題する文書、給与支給日の変更についてと題する文書、相談記録

(令和8年2月12日付け))

(7) 訓練課は、令和8年2月25日、本件安定所に対し、訓練受講支援室から回答があり、本件では給付金支給要件の緩和措置はできない旨回答した。

(令和8年2月25日回答文書)

(8) 審査請求人は、令和8年2月26日、処分庁に対し、本件訓練に係る本件支給単位期間について、本件申請をした。処分庁は、本件申請と併せて提出された世帯収入に係る証拠書類等に基づき、本件支給単位期間におけるその合計額を577,015円と認定したが、なお提出された書類を確認する必要があるため当日中の不支給決定通知書の発行はできない旨審査請求人に対し説明した。

(職業訓練受講給付金支給申請書、給与明細(2026年1月支払分、給与明細(2026年2月支払分、相談記録(令和8年2月26日付け))

(9) 処分庁は、令和8年2月27日、本件申請に対し、「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算した額が34万円を超えているため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(10) 審査請求人は、令和8年3月5日、処分庁を経由して審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(11) 審査庁は、令和8年7月6日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件不支給決定の通知書には、「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算した額が34万円を超えているため」と処分理由が記載されているところ、本件では、①配偶者の給与の支払回数の増加はないこと、②実質的な世帯収入水準に変動はないこと、③給与の支払日の変更は勤務先都合によるものであること、④これらを説明した意見書及び証明書を提出していることという実態が存在するにもかかわらず、これらの実態を踏ま

えた検討がどのようになされたのかは、処分理由から確認することができない。

(2) 厚生労働省が公表している「求職者支援制度に関するよくあるご質問」

(以下「よくあるご質問」という。)のQ14の回答においては、制度運用上の整理として、複数期間分の収入が一括して支払われる場合について、支払日という形式のみで一律に判断するのではなく、当該金額を対応する月数で整理するという取扱いが示されている。

よくあるご質問のQ14では、支払頻度が制度上定められており受給者側に変更の余地がない場合を例示しているが、本件における勤務先都合による支払日変更も、審査請求人の意思によらず形式上同一期間内に複数月分が含まれたという点において、構造的に共通する。

(3) 処分庁は、求職者支援制度業務取扱要領(以下「求職者支援要領」という。)10043(3)ハ(ロ)aに基づき、金融機関の非営業日により給与振込日が変更された場合に限り、本来の給与支払日を基準として収入算定を行う旨を主張している。

審査請求人が主張しているのは、①受給者本人の意思によらないこと、②実質的収入増加が存在しないこと、③月1回支給という実態に変化がないこと、④形式的な支払日変更により、特定期間内の算定額のみが増加していることという構造的共通性である。

ところが処分庁は、「金融機関非営業日の場合には該当しない」との形式的差異を述べるのみであり、なぜその差異が本件において決定的意味を持つのかについて具体的説明を行っていない。

審査請求人は一貫して、「なぜ金融機関非営業日の場合には形式的入金日を修正するのか」という制度趣旨そのものを問題としているのであり、単に形式的要件該当性のみを争っているものではない。

(4) 本件について処分庁は、訓練課及び訓練受講支援室に対し複数回照会を行っているところ、このことは、本件が単純な数値基準への機械的当てはめのみで直ちに結論が導かれる事案ではなく、実態との整合性を含めた検討を必要とする事案であったことを示している。

また、本件安定所は、審査請求人に対し、令和7年11月26日時点で、「会社側の都合での変更であるが、給付金支給要件の緩和措置ができるかは現段階では回答できない。今回のケースについて、確認させていただく。」と説明しているところ、処分庁が後に主張するように、求職者支援

要領10043(3)ハ(ロ) aの適用が金融機関非営業日の場合に限定され、それ以外について実態判断や例外的取扱いの余地が一切存在しないのであれば、そもそも「緩和措置」の可否を確認する必要自体が存在しないはずであり、この点からしても、処分庁自身、本件を単なる機械的数値処理案件ではなく、実態事情や例外的取扱いの可否を含めて検討を要する案件として認識していたことがうかがわれる。

このような経過からしても、本件は単なる形式的数値のみで直ちに結論が導かれる事案ではなく、実態確認及び実態評価を前提として処理されていたことが明らかである。

- (5) 本件では、支給単位期間の起算日が25日であり、配偶者給与の支払日が25日から24日に変更されたことにより、特定の支給単位期間内に形式上2回分の給与が含まれる結果となったが、このような重複計上は、支給単位期間の起算日が25日の場合に限って生じるものであり、起算日がそれ以外の日であれば、本件と同一実態であっても不支給は発生しなかった。また、配偶者給与は毎月1回支給である点に変化はなく、世帯の実質的收入水準も変動していない。

つまり本件は、実質的收入超過事案ではなく、支払日変更と支給単位期間との極めて偶然的な重なりによって形式上発生した算定問題にすぎない。

そのような事案について、形式的支払日のみを理由として一律に不支給とすることが、制度趣旨との関係でどのように整合するのかについて、処分庁は十分な説明を行っていない。

- (6) 以上のとおり、処分庁の弁明は、①なぜ金融機関非営業日の場合に限って実態補正を行うのか、②なぜ本件では実態判断を行う余地がないのか、③なぜ形式的差異のみをもって異なる結論となるのかについて、十分な説明を行っていない。

よって、本件不支給決定は取り消されるべきであり、少なくとも本件の実態を踏まえた実質的検討を尽くした上で改めて判断されることを求める。

第2 審査庁及び審理員の諮問に係る判断

- 1 審査庁は、下記2記載の審理員の判断とは異なる判断をしているところ、審査庁の判断内容は、おおむね以下のとおりである。なお、諮問説明書には、審理員の判断を採用しなかった理由は記載されていない。

- (1) 審査請求人の本件支給単位期間における世帯収入額は、以下のとおりである。

(世帯収入額) 577,015円

(内 訳)

審査請求人 0円

配偶者 令和8年1月25日振込分 課税支給額287,771円

令和8年2月24日振込分 課税支給額289,244円

令和8年1月25日振込分の配偶者の給与は、同日が金融機関の非営業日に当たったため、実際は同月23日に支払われているが、支給単位期間の令和7年12月25日から令和8年1月24日までの間に給与振込が2回生じたため、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)aの規定に基づき、本来の給与振込日(同月25日)に得た収入として取り扱う。

配偶者の勤務先が令和8年2月9日付けで給与支給日を毎月25日から毎月24日に変更したため、本件支給単位期間に係る配偶者の給与振込は、同年1月25日と同年2月24日に2回生じることとなり、世帯収入の額は577,015円となった。

このため、本件支給単位期間における世帯収入の額が30万円を超えていることから、給付金の支給要件の1つである世帯収入要件を満たしていないと判断する。加えて、世帯収入の額が34万円を超えているため、通所手当の支給要件も満たしていないと判断する。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び反論書において、給与振込日が金融機関の非営業日に当たり、実際に給与が振り込まれる日付が前後にずれることにより、一の支給単位期間に給与振込が2回生じる場合、当該振り込まれた給与は、本来の給与振込日に得た収入として算定を行う一方で、勤務先都合で給与振込日が変更されたことにより、一の支給単位期間に給与振込が2回生じる場合、当該振り込まれた給与は、本来の給与振込日に得た収入として算定を行わない取扱いについて、構造的に共通しているにもかかわらず、金融機関の非営業日の場合に限って補正を行う理由を具体的に説明していないと反論している。

収入の算定においては、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)で規定するとおり、基本的に、当該収入については、その収入があった日(当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当該口座に振り込まれた日)が属する支給単位期間の収入として取り扱うものとしている。一方、収入要件の算定については、あくまで当該支給単位期間における収入水準により判断するという観点から求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)a、

bに該当する場合は別の取扱いを行う。

勤務先都合で給与振込日に変更されたことにより、一の支給単位期間に給与振込が2回生じる場合、本来の給与振込日に得た収入として算定を行うことはできない。求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)aに規定するとおり、金融機関の非営業日による給与振込日の変更は、金融機関の都合によるものとして通常生じ得るものであり、これをもって当該支給単位期間における収入水準に変化があったとすることは困難であることから、①毎月一定日に定められている給与振込日が、②金融機関の非営業日に係り本来の日付からずれた場合、当該振り込まれた給与は、本来の給与振込日に得た収入として算定を行うものであり、当該取扱いは上記①及び②のいずれも満たす場合に限り適用される。

令和8年2月24日に振り込まれた配偶者の給与は、金融機関の非営業日に係り給与振込日がずれたものではない。また、同年2月分の給与支払日は、会社が指定する本来の日付(令和8年2月24日)から変更が生じていないため、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)aの取扱いは適用しない。

求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)a及びbの取扱いは、a及びbに規定する場合に支給単位期間における収入水準に変化があったと判断することが困難であるため、別の取扱いを設けているものである。勤務先都合で給与振込日に変更された本件では、給与振込が発生しない支給単位期間が存在するわけではない。加えて、本件支給単位期間に係る給与振込日が2回生じ、世帯収入の額が577,015円となった。このため、支給単位期間における収入水準に変化があったと判断し、本来の給与振込日に得た収入として算定を行う取扱いは行わない。

- (3) 審査請求人は、審査請求書において、厚生労働省が公表するよくあるご質問のQ14においても、制度運用上の整理として、複数期間分の収入が一括して支払われる場合について、支払日という形式のみで一律に判断するのではなく、当該金額を対応する月数で整理するという取扱いが示されており、本件における勤務先都合による支払日変更も、審査請求人の意思によらず形式上同一期間内に複数月分が含まれたという点において、構造的に共通すると主張しているが、よくあるご質問のQ14の質疑応答は、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)bの取扱いである。

求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)bの規定では、年金等複数の

月に係る金額が一括で支給される手当等であって、国の制度等として支払頻度を定め、当事者に変更の余地がないものについては、一括で振り込まれたことをもって当該支給単位期間における収入水準に変化があったとすることは困難であるため、当該一括で支給された金額を確認された月数で除して得た額が当該支給単位期間における収入の額となる。

一方で、本件の令和8年1月25日及び同年2月24日に振り込まれた配偶者の給与は、振込が2回に分かれており、複数の月に係る金額が一括で支給された場合に該当しない。加えて、給与の支払は国の制度等として支払頻度を定めるものではないため、本件の配偶者の給与支払は求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)に該当しない。

- (4) 審査請求人は、審査請求書において、本件は勤務先の規定変更により給与支給日が変更された結果、特定の支給単位期間内に2回分の給与が含まれる形となったものであり、世帯の実質的月収水準に変動はないと主張しているが、求職者支援要領10041(1)において「受講手当は、当該支給単位期間について支給要件を満たしていたことの確認を行ってから事後的に支給するものである。」と規定するように、給付金支給の必要性は、当該訓練期間中に支援が必要である場合に支給するものであることに鑑み、支給単位期間に支払われた賃金の額をもって判断することとしている。

このため、月収水準に変動がなかったとしても、当該支給単位期間に係る収入水準に変動があり、当該支給単位期間において世帯収入要件等の支給要件を満たしていなかった場合、給付金の支給は行わない。

- (5) 審査請求人は、反論書において、本件について処分庁自身が、訓練課を通じて訓練受講支援室に対して複数回照会を行っており、これは、本件が単純な数値基準への機械的当てはめのみで直ちに結論が導かれる事案ではなく、実態との整合性を含めた検討を必要とする事案であったことを示していると主張しているが、求職者支援要領の解釈に疑義が生じた場合、審査庁では都道府県労働局からの疑義照会を受け付けており、求職者支援要領に基づいた判断、対応を回答している。制度の取扱いについて疑義が生じた際には審査庁宛てに疑義照会を送付することは給付金の審査業務を実施する上で当然の運用である。

- (6) このほか、審査請求書及び反論書において、本件処分を覆すような新たな主張及び事情は見受けられない。

以上から、審査庁として、処分庁が行った本件不支給決定は正当なもの

であるとする。

したがって、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

2 審理員の判断は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件安定所が、審査請求人に公共職業訓練の案内の際に給付金の支給要件について説明し、必要事項について説明するなど、必要な対応を行っており、その対応に違法又は不当な点は認められない。
- (2) 給付金が支給されるためには、審査請求人の収入総額が上限額を超えないことが必要である。
- (3) この点、まず、本件支給単位期間における世帯収入の総額に関して検討する。

複数の月が一括で支給される手当については、よくあるご質問のQ14にあるとおり、総支給額を複数月で除した額になるとしている。

本件の場合、配偶者の給与について、支給日が毎月25日から毎月24日へと変更されたことに伴い、本件支給単位期間において、配偶者の給与が二度振り込まれる形となったものである。

この場合、よくあるご質問のQ14で例示するような公的年金のように、複数月分を一括で支給しているかという観点で見ると、本件の場合、配偶者の給与は令和8年1月25日及び同年2月24日とそれぞれ別日に分けて支給されているという点で違いはあるものの、公的・私的の違いはあるが、制度として支払頻度が定められている。

また、給与を受け取る側に変更の余地がないものであることは共通していることから、令和8年1月25日の給与及び同年2月24日の給与は同年1月及び同年2月分の配偶者の給与として、二等分した上で、それぞれの月に応ずる支給単位期間における世帯収入として算定する。

そうすると、配偶者の給与額は288,508円として算定することが適当であるところ、そうした場合、審査請求人の世帯収入が30万円又は34万円を超えることはないと考えられることから、処分庁が認定した金額が誤りであることは明らかであり、本件不支給決定は不当である。

(4) 次に、本件不支給決定の理由に関して検討する。

ア 理由付記の制度の趣旨については、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおい

ては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない。」（最高裁昭和38年5月31日判決）と示されている。

本件不支給決定の理由は、「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算した額が34万円を超えているため」と記載されているところ、理由の記載が一定の抽象化した内容となることはやむを得ないところがあり、当該記述は、本件支給単位期間における世帯収入の総額に基づいて判断したという当然の事実を除き、本件不支給決定の性質と理由付記を命じた法の規定の趣旨・目的に照らして決定した理由を示しておらず、「不服の申立に便宜」を与えているとは認められない。

よって、本件不支給決定が違法又は不当なものではないとはいえない。

イ 行政手続法（平成5年法律第88号）8条は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を行政庁がする場合、同時に、当該理由を申請者に示さなければならない旨を規定しており、当該処分に際し、申請者に対し処分の理由を開示する義務がある旨を明らかにしたものと解される。

本件不支給決定は、給付金申請を拒否する処分であるから、処分庁は理由を開示すべき義務がある。

処分理由としては、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して・・・拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず・・・」（最高裁昭和60年1月22日判決）と判示しているが、確かに本件不支給決定の理由からは、審査請求人が支給要件を満たしていない具体的理由を知ることができないが、当該判例はどの程度の内容の理由を示せばよいかは、処分の性質も考慮に入れて決定すべきとも述べている。

この点、本件不支給決定は、審査請求人に対し、収入総額を支給要件に当てはめて、単純に承諾、不承諾を決定するという処分ではなく、支給単位期間における算定方法を説明した収入総額が上限額を超過していることを記載すべきであった。

（5）したがって、本件不支給決定は法令の規定に従って適正になされたものとはいえない。

上記のとおり、本件審査請求には理由があるから、本件不支給決定は取り消されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 審査請求人の追加の主張の要旨

審査請求人から、令和8年7月13日付け、同月26日付け及び同年8月2日付けで各主張書面が提出され、諮問説明書及び下記2の審査庁の主張に対し、次の主張がされた。

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、本件については、よくあるご質問のQ14の考え方を適用すべきである旨具体的に主張したが、弁明書には、この点に対する具体的な反論はなかったため、審理員は、弁明書及び審査請求人の主張を前提として審理を行った。

ところが、審理終了後になって、審査庁は諮問説明書において初めて、①よくあるご質問のQ14は年金等の一括支給を想定した規定であること、②給与には適用できないこと、③本件は一括支給に当たらないことなどの具体的な反論を追加した。

したがって、本件は単に審査請求人の反論機会が失われたというだけではない。審理員が形成した判断過程について、審理終了後に初めて提出された新たな理由に基づいて再評価しようとしているのである。

- (2) ア 諮問説明書は、本件が求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) a 及びbのいずれにも該当しないとした上で、支給単位期間における収入水準に変化があったと判断し、本来の給与振込日に得た収入として算定を行う取扱いを行わないとしている。

イ しかし、「収入水準に変化があった」との評価は、処分庁の弁明書には全く存在しない。

この評価は、本件不支給決定を正当化する上で重要な判断要素であるにもかかわらず、審理段階では一切示されておらず、審査請求人がこれに対して意見を述べる機会も与えられていない。

ウ また、上記アの評価には、看過し得ない論理の飛躍がある。

求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) a 及びbは、一定の場合に通常とは異なる算定方法を認める例外規定であるから、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) a 及びbに該当しないという判断から直ちに導かれるのは、「a 及びbに定める例外的な算定方法は適用しない」ということにとどまる。それだけを理由として、「支給単位期間における収入水準に変化があった」と評価することはできない。両者は全く次元の異なる問題である。

仮に、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) a 及びbの適用を否

定するとしても、それだけで収入水準が実質的に変化したという事実が導かれるものではない。本件で変化したのは、勤務先による給与支払日の変更だけである。

一方で、①毎月の給与額は全く変わっていない、②年間収入も全く変わっていない、③給与支払回数も毎月一回のままである、④変更は審査請求人や配偶者の意思ではなく、勤務先都合によるものである。これらの事実について争いはない。

それにもかかわらず、諮問説明書は、求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）a及びbに該当しないという理由だけから、「収入水準に変化があった」と評価している。

これは、例外規定の適用要件と、収入水準という客観的事実の評価とを混同するものであり、論理的に成立しない。

- （3）行政不服審査会は、令和3年度答申第74号において、審査庁の判断が審理員の意見と異なること自体は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の予定する範囲内であるとしつつも、審理終結時と諮問時で事情に変化があったとはうかがわれないにもかかわらず、審査庁の判断が審理員の意見の内容から無限定にかい離することは許容されず、異なる判断を行うのであれば、その理由を十分に説明する必要がある旨を指摘し、判断過程の相違について具体的な説明を欠く諮問説明書に対して改善を求めている。

同答申の事案は、審理員の意見と審査庁の判断とで結論（棄却）自体は一致しており、判断過程のみが異なっていた事案であった。これに対し本件は、審理員意見書が本件処分は取り消されるべきであるとしているのに対し、諮問説明書はこれと結論自体を異にし、棄却すべきとしている点で、判断過程のみならず結論自体も大きくかい離している。

さらに、同答申の事案では、審査庁は少なくとも審理員意見と判断過程が異なることを明示した上で、その理由を説明していた。これに対し、本件諮問説明書は、審理員意見書の存在及びその内容について何ら言及することなく、これと異なる結論を導いている。したがって、本件においては、審理員意見とのかい離について十分な説明が尽くされているか否かが、同答申の考え方との整合性という観点からも慎重に検討されるべきものと考ええる。

- （4）審査庁は、行政不服審査会に提出した主張書面において、本件不支給決定の通知書の理由付記について、システムに入力できる文字数の関係上も

あり、一定の抽象化した内容となることはやむを得ないとは考えている旨説明している。

しかし、本件で問題となっているのは、単に記載が簡潔であったということではない。審査請求人は本件不支給決定前から、処分理由を不支給決定通知書へ記載するよう具体的に求めていた。しかも、その目的は審査請求を適切に行うためであることを処分庁は十分認識していた。

それにもかかわらず、その要求を拒否した結果、審査請求人は理由を知らないまま審査請求を提起することとなった。

このような経過は、理由付記制度が本来果たすべき機能が現実害されたことを示すものであり、本件は単なる付言による改善で足りる問題ではなく、本件不支給決定の適法性そのものとして判断されるべきである。

- (5) 審査庁は、行政不服審査会に提出した主張書面において、過去に都道府県労働局から訓練受講支援室に対して、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) bの取扱いを適用することが適当であると考えられる事例として、企業の給与規約等で3か月分の住宅手当が一括で支給された場合の取扱いについて照会が行われており、この照会に対して、訓練受講支援室は、給与規約等を確認し住宅手当の補助費が3か月に一度支払われることの定めがあれば、各月に案分して算出して差し支えない旨回答したとしている。

この住宅手当の事例は、審査庁自身が主張書面において「企業の給与規約等で3か月分の住宅手当が一括で支給された場合」と説明しているものであり、その支給は企業の給与規約等に基づくものである。

したがって、諮問説明書の解釈をそのまま前提とすれば、住宅手当についても「給与」であり、「国の制度等として支払い頻度を定め」るものではない以上、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) bを適用することはできないはずである。

しかし、審査庁は、実際には住宅手当について求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) bによる案分計算を認めている。

このように、同じ「給与」であるにもかかわらず、本件と住宅手当とで異なる取扱いをしている理由について、諮問説明書は何ら説明していない。

少なくとも、審査庁自身の運用実績によれば、企業の給与規程に基づく給与であっても、直ちに求職者支援要領10043(3)ハ(ロ) bの適用対象外になるものではないことは明らかである。

そうすると、諮問説明書が採る「給与であり、国の制度等ではないから

求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) b は適用できない」とする解釈は、審査庁自身が行ってきた運用とも整合しない。

2 審査庁の追加の主張の要旨

審査庁から、令和 8 年 7 月 23 日付け、同年 8 月 3 日付け及び同月 28 日付けで主張書面が提出され、上記第 2 の 1 のほか、次の主張がされた。

- (1) 求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) b 末尾の「おって、本取扱をすることが適当であると考えられるものについては、その事例が生じた都度、本省訓練受講支援室あて具体的な事例を付して照会する。」は、求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) b の取扱いに係る付記である。「年金等複数の月に係る金額が一括で支給される手当等であって、国の制度等として支払い頻度を定め、当事者に変更の余地がないもの」と同様の取扱いをすることが適当であると考えられる場合、その事例が生じた都度、訓練受講支援室宛てに具体的な事例を付して照会することとしている。

過去に都道府県労働局から訓練受講支援室に対して、求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) b の取扱いを適用することが適当であると考えられる事例として、企業の給与規約等で 3 か月分の住宅手当が一括で支給された場合の取扱いについて照会が行われている。この照会に対して、訓練受講支援室は、給与規約等を確認し住宅手当の補助費が 3 か月に一度支払われることの定めがあれば、各月に案分して算出して差し支えない旨回答している。

一方、求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) a 末尾に「おって、当該取扱いは、上記①及び②のいずれも満たす場合に限り、例えば賞与の支払い等には適用しない点に留意すること。」とあることから、求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) b 末尾の付記は、求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) a の取扱いに適用されないものと認識している（求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) a の取扱いは、求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) a に記載する①及び②のいずれも満たす場合に限り適用される）。

- (2) ア 求職者支援要領 10043 (3) ハ (ロ) a、b に記載された類型のほかに、「その収入があった日が属する支給単位期間の収入として取り扱う」とは別の取扱いをした事例（類型）はない。

イ 上記アのように、別の取扱いを認めていないのは、①申請者側に変更の余地のない事情以外の個別の事情をもって収入認定ひいては支給の

可否の判断が変わることを防止するため、②多数の申請を画一的に取り扱い、申請者間の公平性を確保するためである。

(3) 本件不支給決定の通知書の理由の付記について、システムに入力できる文字数の関係上もあり、一定の抽象化した内容となることはやむを得ないとは考えているが、以前の答申で付言があった給付金の不支給決定の通知書に根拠条文を記載するためには、システムの改修が必要であるところ、改修可能時期等について関係各所と検討中である。

3 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

4 本件不支給決定の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、令和8年2月26日付けの職業訓練受講給付金支給申請書に本件支給単位期間である令和8年1月25日から同年2月24日までの審査請求人の本人収入を0円、世帯収入を577,015円と記載している。

また、本件訓練の訓練期間は、令和7年9月25日から令和8年3月24日までであるところ、一件記録によれば、訓練開始から同年1月24日までの審査請求人の本人収入、世帯収入、受講手当の支給額及び通所手当の支給額は、以下のとおりであると認められる。

【支給単位期間】 令和7年9月25日から同年10月24日まで

本人収入： 0円

世帯収入：291,593円

受講手当：100,000円

(合計)：391,593円

通所手当： 3,690円

【支給単位期間】 令和7年10月25日から同年11月24日まで

本人収入： 0円

世帯収入：286,885円

受講手当：100,000円

(合計)：386,885円

通所手当： 3,690円

【支給単位期間】 令和7年11月25日から同年12月24日まで

本人収入： 0円

世帯収入：285,922円

受講手当：100,000円

（合計）：385,922円

通所手当：3,690円

【支給単位期間】令和7年12月25日から令和8年1月24日まで

本人収入：0円

世帯収入：284,794円

受講手当：100,000円

（合計）：384,794円

通所手当：3,690円

- (2) 給付金に係る制度は、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするため、真に支援を必要とする求職者に給付を行うものであるところ、求職者支援法7条2項の委任を受けて給付金の支給に関し必要な基準を定めた求職者支援規則は、特定求職者本人の収入要件に加え、世帯の支援が期待できるか否かまで含めて判断することとし、世帯で一定の収入があればその生活を支援するための給付金を支給する必要性は低いことから、世帯についても一定の収入要件（30万円以下又は34万円以下）を設けることとした上で（求職者支援規則11条1項2号及び12条1項）、あくまで対象となる支給単位期間ごとに収入要件を満たすか否か、すなわち収入水準に変化があったか否かを判断し、当該支給単位期間につき給付金を支給することを前提としている（求職者支援規則11条1項柱書き）。

そして、上記の求職者支援規則の規定を受けて、求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）及びニ（イ）は、世帯収入の算定においては、基本的に、当該収入については、その収入があった日（当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当該口座に振り込まれた日）が属する支給単位期間の収入として取り扱うものとするが、次の①及び②の場合については、収入要件の算定については、あくまで当該支給単位期間における収入水準により判断するという観点から別の取扱いを行うものとする旨規定する。すなわち、①毎月一定日に定められている給与振込日が、金融機関の非営業日に係り本来の日付からずれた場合、当該振り込まれた給与は、本来の給与振込日に得た収入として算定を行い（求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）a）、②年金等複数の月に係る金額が一括で支給される手当等で

あって、国の制度等として支払頻度を定め、当事者に変更の余地がないものについては、当該手当等の規定等に基づき複数の月に係る金額が一括で支給されていることが確認できる場合にあっては、当該一括で支給された金額を確認された月数で除して得た額が当該支給単位期間における収入の額となり、当該収入があった日が属する支給単位期間から確認された月数に達する数となる支給単位期間となるまでの各支給単位期間において、それぞれ計上して収入の額を算出する（求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）b）こととしている。

かかる求職者支援要領の規定の合理性について検討すると、求職者支援規則が支給単位期間（1か月）で給付金の支給申請及び支給手続を行う方式を採用していること（求職者支援規則17条）に照らせば、給付金の支給事務においては、特定求職者が職業訓練を受けることを容易にすることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資するという目的（求職者支援法1条）を達成するため、支給要件該当性の審査を迅速に行うことが求められつつ、公平性を担保するため、その審査を的確に行うことが求められるものと解される。そして、上記の求職者支援要領の規定は、支給単位期間における収入水準により判断する観点から、申請者側に変更の余地のない事情（上記①及び②）に限って例外的に別の取扱いを行うとするものであり、申請者側に変更の余地のない事情以外の個別の事情をもって収入認定については支給の可否の判断を変えることを防止できるものであるところ、このような求職者支援要領の規定は、多数の申請を画一的に取り扱うことを可能とし、支給要件該当性の審査の迅速化を図りつつ、申請者間の公平性を確保することにもつながるから、上記のとおり支給要件該当性の審査を迅速に行うとともに公平性を担保するための的確な審査も求められる給付金の支給事務の性質に合致するというべきである。以上のことを踏まえれば、上記の求職者支援要領の規定には合理性が認められる。

- （3）上記（1）のとおり、審査請求人は、本件訓練の開始から毎月、世帯収入と受講手当を併せて約38万円程度の収入があったものと認められる。そして、上記（2）のとおり合理性が認められる求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）及びニ（イ）に基づいて算定すれば、審査請求人は、本件支給単位期間において、配偶者の給与の支払日が2回あったとの事情があるものの、当該事情は求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）a及び

bのいずれにも該当せず、それまでの約38万円を上回る577,015円という世帯収入があったと認められる。このように、審査請求人については、本件支給単位期間における世帯としての収入水準に変化があったものと認められるから、審査請求人は、給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項2号及び12条1項の要件を満たしていない。

- (4) 審査請求人は、要旨、本件においては、給与の支払回数の増加や実質的な世帯収入水準の変動はなく、給与の支払日の変更も配偶者の勤務先都合によるものであるという実態が存在し、このような実態を踏まえた検討をすれば、求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)a及びbに該当しなくとも、よくあるご質問のQ14にあるように、審理員意見書記載の算定方法(令和8年1月25日の給与及び同年2月24日の給与を同年1月及び同年2月分の配偶者の給与として二等分した上で、それぞれの月に相当する支給単位期間における世帯収入として算定する。)により計算し、支給要件を満たすと判断されるべきである旨主張する。

しかし、仮に審査請求人が主張するような審理員意見書記載の算定方法を採用した場合、その次の支給単位期間における支給要件該当性の審査(収入認定)において、直近の支給決定における収入認定に当たり給与振込日の認定を調整したことを踏まえて再度給与振込日の認定を調整しなければならないなど、申請者の個別の事情によって給付金の支給事務が煩雑になるおそれがあるところ、このように給付金の支給事務が煩雑になることは、上記のとおり支給要件該当性の審査を迅速に行うことが求められる給付金の支給事務の性質に照らし相当でない。

以上のことを踏まえると、本件において求職者支援要領10043(3)ハ(ロ)a及びbの規定による取扱いをすることはできないとする審査庁の説明に不合理な点はなく、審査請求人及び審理員の主張は採用することができない。

- (5) 審査請求人は、本件不支給決定の通知書に記載された理由では、実態を踏まえた検討がどのようになされたのか確認することができず、その理由を知らないまま審査請求を提起することとなったのであり、理由付記制度が本来果たすべき機能が害されており、本件不支給決定は違法と判断されるべきである旨主張する。

行政手続法8条1項本文が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとして

いるのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

これを本件についてみると、本件不支給決定の根拠法令である求職者支援規則11条1項2号及び12条1項は、世帯収入要件が30万円以下（受講手当）又は34万円以下（通所手当）である旨を規定し、給付金の支給要件を特定金額により一義的に定めており、本件支給単位期間における審査請求人本人の収入が0円及び世帯収入が577,015円と申告されており、配偶者の給与が1か月当たり約28万円であること等の本件の実事関係からすれば、「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算した額が34万円を超えているため」という本件不支給決定に係る通知書の記載から、配偶者の2回分の給与が本件支給単位期間における世帯収入として認定されたこと（求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）a及びbが適用されなかったこと及びよくあるご質問のQ14と同じ取扱いがされなかったこと）を十分に把握することができ、本件不支給決定の選択に係る理由が一義的に明らかであるか、又は少なくともこれを容易に推測できるといえる。

したがって、このような本件の事情の下においては、審査基準である求職者支援要領が公表されていないことも併せて考慮すれば、行政手続法8条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示として十分でないとはとはいえず、本件不支給決定は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるとはいえないから、審査請求人及び審理員の主張は採用することはできない。

- （6）また、審査請求人は、審査庁が過去に、企業の給与規約等で3か月分の住宅手当が一括で支給された場合の取扱いについて、給与規約等を確認し住宅手当の補助費が3か月に一度支払われることの定めがあれば、各月に案分して算出して差し支えないとし、求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）bの取扱いを適用することが適当であると考えられるとした事例を

挙げ、審査庁が、同じ「給与」であるにもかかわらず、本件と住宅手当とで異なる取扱いをしている理由について、何ら説明しないまま、「本件は給与であり、国の制度等ではないから求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）bは適用できない」とする解釈は、審査庁自身が実際に行ってきた運用とも整合しない旨主張する。

しかし、求職者支援要領10043（3）ハ（ロ）bは、同要領と同様の取扱いをすることが適当であると考えられる場合、その事例が生じた都度、訓練受講支援室宛てに具体的な事例を付して照会することとしており、個別判断の余地を残しているから、上記住宅手当の事例は、同要領と類似するものについて個別判断をしたものにすぎない。本件は、そもそも同要領に類似するものではなく、上記住宅手当の事例の取扱いと矛盾するものではないから、審査請求人の主張は採用することができない。

5 付言

（1）理由の提示について

本件不支給決定の通知書の理由記載欄には、「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算した額が34万円を超えているため」としか記載されておらず、上記4（5）のとおり、行政手続法8条1項本文の要求する理由提示として十分でないといえないものの、なお改善する必要があるというべきである。

すなわち、行政手続法8条1項本文の趣旨は上記4（5）のとおりであるところ、かかる趣旨に照らせば、受講手当に係る世帯収入要件は30万円以下である（求職者支援規則11条1項2号）一方で、通所手当に係る世帯収入要件は34万円以下であり（同規則12条1項）、各手当につき支給要件が異なることから、本件不支給決定の通知書における不支給の理由の記載においては、各手当につきいずれの支給要件が満たされないのかを根拠法条とともに示した上で、その支給要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

なお、給付金の不支給決定に当たり、不支給とした理由を「根拠法条」とともに示すべきであることは、当審査会の累次の答申（令和7年度答申第3号、同第77号、同第82号、同第84号、同第95号等）において繰り返し指摘しているところである（この指摘は、給付金の一部につき支給決定し、残りについて不支給決定したものに係る支給通知書についても同様に当てはまるものである。）。この点について、審査庁の対応状況を

確認したところ、以前の答申で付言があった給付金の不支給決定の通知書に根拠条文を記載するためには、システムの改修が必要であるところ、改修可能時期等について関係各所と検討中であるとのことであった。審査庁は、不支給決定通知書及び支給決定通知書の様式の変更について、真摯に検討し、速やかに改善すべきである。

(2) 諮問説明書と審理員意見書の結論及び理由の差異等について

ア 本件において、審査庁は、「本件審査請求には理由がないため棄却すべきである」（諮問説明書）として、「本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定により、本件不支給決定は取り消されるべきである」（審理員意見書）とする審理員の意見と全く異なる判断をしている。

諮問に当たっての審査庁の判断が、審理員の意見と異なること自体は、関係規定に照らし、想定されているものではあるといえることができる（行政不服審査法50条1項4号括弧書き参照）。

しかし、審理員は、原処分に関与していない者であり、審理に関する権限を行使して、公正に審理を行うことが求められているから、その審理の結果が審査庁の裁決に適正に反映されるべきものとして審理員意見書の作成を求めるというのが行政不服審査制度の枠組みである。

このような制度の枠組みに照らせば、審理終結時と諮問時で事情に変化があったことがうかがわれるわけでもないのに、諮問に係る審査庁の判断が審理員の意見の内容から無限定にかい離するようなことが許容されるとは考えられず、諮問に当たっては、審理員の意見を踏まえることが求められるといえる。そして、仮に異なる判断をしようとするのであれば、審査庁は、その理由を十分に説明する必要がある。

本件では、上記のように、審査庁の諮問に係る判断と審理員の意見が結論及びその理由の点で全く異なるにもかかわらず、諮問説明書には、いかなる理由から、審理員の採用した判断過程をそのまま採用することができず、異なる判断過程による必要があるのかを具体的に説明した記載が見当たらない。このような諮問説明書は、上記のような行政不服審査制度の枠組みに必ずしも整合しないのみならず、当審査会における迅速で効率的な調査審議という観点からも望ましいとはいえないから、改善が望まれる。

イ また、行政不服審査法43条3項は、諮問をした審査庁は、審査請求人に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写し

を送付しなければならないと規定するところ、諮問説明書については特段そのような定めはない。

上記のような行政不服審査制度の枠組みに照らせば、審査請求人においては、審理員意見書に審査請求を認容すべき旨の意見が示されていれば、審査庁からも審理員意見書と同旨の諮問がされるものと期待するのが通常であると考えられ、そのような期待に反して、本件のように審査庁が諮問説明書において審理員の意見と全く異なる判断を行う場合には、審査請求人は、諮問説明書の送付を受けなければ、審査庁の判断（結論のみならず、その具体的な理由）を知ることができず、当審査会の調査審議の過程において、審査庁の判断に対する十分な反論が期待し難いことになる。

本件では、当審査会から審査庁に対し、審査請求人への諮問説明書の送付の有無を確認したところ、送付していないとのことであったため、当審査会から審査請求人に対して諮問説明書を送付したが、以後、同様の状況に至った場合は、審査庁の判断に対する審査請求人の反論の機会の実効性を担保する観点から、審査庁において審査請求人に対して諮問説明書を送付することが望ましい。

6 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一